

遺族の現状報告書

	認定 番号				
地方公務員災害補償基金.....支部長 殿 遺族の現状について下記のとおり報告します。 平成 年 月 日 報告者(代表者)の 第 号 年金証書の番号 報告者の住所..... ..... ふりがな 氏 名.....(印)					
1	死亡職員の 氏 名	(死亡年月日 平成 年 月 日)			
2	受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受け ることができる遺族				
	氏 名	生年月日	住 所	死亡職員 との続柄	障害の有無
					有・無
3 国民年金・厚生年金保険等の受給関係					
当該死亡に関して支給されている年金の種類		支給されている 年金の年額	支給されること となった年月		
旧船員保険法の遺族年金 旧厚生年金保険法の遺族年金 旧国民年金法の 母子年金 準母子年金 遺児年金 寡婦年金 厚生年金保険法の遺族厚生年金 及び国民年金法の遺族基礎年金 厚生年金保険法の遺族厚生年金 国民年金法の寡婦年金		円	昭和 年 月 平成		
		年金証書の 記号番号	所轄社会保険 事務所名等		
		* 支給 支給停止 ( 免責 特例遺族 遺族補償 ) 年金前払一時金 所在不明			

〔注意事項〕裏面参照。

〔注意事項〕

- 1 この報告書は、遺族補償年金の受給権者が記入すること。ただし、受給権者が2人以上ある場合で代表者を選任しているときは、その代表者が代表してこの報告書を提出すれば足りるものであり、他の受給権者は提出する必要はないこと。
- 2 報告者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する にレ印を記入すること。
- 3 「障害の有無」の欄には、該当する箇所を で囲むこと。
- 4 「当該死亡に関して支給されている年金の種類」の項には、受給権者が遺族補償年金と同一の事由により次に掲げる年金の給付を受けているときは、該当する にレ印を記入すること。
  - (1) 旧船員保険法の遺族年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金をいう。）
  - (2) 旧厚生年金保険法の遺族年金（国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金をいう。）
  - (3) 旧国民年金法の母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金（国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金をいう。）
  - (4) 厚生年金保険法の遺族厚生年金及び国民年金法の遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。）
  - (5) 厚生年金保険法の遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について国民年金法の遺族基礎年金が支給される場合を除く。）
  - (6) 国民年金法の寡婦年金
- 5 この報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、(2)の書類については、基金が住民基本台帳ネットワークシステムを利用することによりその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。
  - (1) 受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名及び死亡職員との続柄に関する市区町村長の発行する証明書
  - (2) 受給権者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族については、その事実を証明することができる書類
  - (3) 受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族のうち、障害の状態にある者については、その障害の状態に関する医師の診断書
- 6 「報告者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。